

# 鹿屋市要介護・要支援者自立支援・重度化防止業務 成果水準書

## 1 業務名

鹿屋市要介護・要支援者自立支援・重度化防止業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本市の要介護認定率は、国・県平均より高く推移しており、とりわけ要介護3から要介護5の認定者（以下「重度認定者」という。）の割合が高い。この要因を分析した結果、他市町村と比較して要支援1から要介護2までの認定者（以下「軽度認定者」という。）の要支援・要介護度が後年度に悪化している割合（以下「介護度悪化率」という。）が高い傾向にあり、軽度認定者の約半数が利用している通所介護事業所（地域密着型通所介護含む）及び通所リハビリテーション事業所（以下「通所系サービス事業所」という。）の利用者（通所系サービス事業所を利用した月が各年度中に半数以上あった者。以下「通所系サービス利用者」という。）においても、一定割合が毎年重度化している状況にある。

本市では、今後も支援を必要とする高齢者数の増加が進むと見込まれ、現在のままでは重度認定者の増加が確実な状況であり、介護給付費の一層の増加を招くとともに、介護人材確保が困難な中で必要なサービス供給量を確保できなくなる恐れがある。

このことから、市内の通所系サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を対象に、要支援・要介護認定者の重度化に関する現状・課題等を周知・共有し、自立支援・重度化防止に向けた取り組み等を支援することにより、通所系サービス利用者の重度化防止と介護給付費の増加抑制を図る。

## 3 業務対象者

市内の通所系サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び通所系サービス利用者とする。

## 4 業務期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

## 5 目指す成果

令和3年4月1日時点の軽度認定者のうち通所系サービス利用者の令和6年1月1日時点における介護度悪化率と、平成30年4月1日時点の軽度認定者のうち通所系サービス利用者の令和3年1月1日時点における介護度悪化率とを比較した改善度（以下「介護度悪化率改善度」という。）を、3.7ポイント以上改善することを目指す。

## 6 業務内容

受託者は、業務対象者に対して、目指す成果の達成に資する業務を実施する。

本業務は成果連動型民間委託契約方式（PFS）の手法を活用することから、具体的な業務内容とそれに応じた令和3年度、4年度及び5年度の介護度悪化率改善度を除く成果指標、成果の測定方法及び成果に応じた支払基準は受託者の提案によるものとし、受託者は、契約締結後、業務実施計画書を作成し市の承認を受けるものとする。

## 7 支払条件等

各年度の委託料は、固定支払部分と成果連動部分の合計額とし、受託者の実績報告に基づき市が決定するものとする。

成果連動部分の支払基準等は、次のとおりとする。

### (1) 成果指標

年度	成果指標	評価時期	概要
令和3年度	受託者が提案した指標	令和4年3月	当該年度に実施する業務内容に関連した指標
令和4年度	受託者が提案した指標	令和5年3月	当該年度に実施する業務内容に関連した指標
令和5年度	1 受託者が提案した指標 2 介護度悪化率改善度	令和6年3月	1 当該年度に実施する業務内容に関連した指標 2 目指す成果として設定した介護度悪化率改善度

### (2) 支払基準

年度	成果指標	支払基準					
令和3年度	受託者が提案した指標	受託者が提案した目標値と同等かそれを上回った場合に限り対価を支払う。					
令和4年度	受託者が提案した指標	受託者が提案した目標値と同等かそれを上回った場合に限り対価を支払う。					
令和5年度	1 受託者が提案した指標	受託者が提案した目標値と同等かそれを上回った場合に限り対価を支払う。					
	2 介護度悪化率改善度	1.2 ポイント未 満	1.2 ポイント 以上	1.8 ポイント 以上	2.5 ポイント 以上	3.1 ポイント 以上	3.7 ポイント 以上
		0	2,000,000	4,000,000	6,000,000	8,000,000	10,000,000
		目標値ごとに上記のとおり成果報酬額を設定し、達成した目標値に応じた対価を支払う。					

### (3) 支払い

#### ①令和3年度成果指標

支払基準を満たした場合、最大4,083,000円（固定費及び消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

#### ②令和4年度成果指標

支払基準を満たした場合、最大4,083,000円（固定費及び消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

#### ③令和5年度成果指標

支払基準を満たした場合、成果指標1については最大4,083,000円（固定費及び消費税及び地方消費税を含む。）、成果指標2については最大10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

#### (4) 成果指標の確認方法

各年度の成果指標の測定・点検は、受託者が本市に提出した実績報告書等により、市が成果連動型民間委託契約方式推進交付金の活用に係る内閣府が指定する評価事業者（以下「成果評価支援機関」という。）の確認・報告を受けて行うこととする。

また、令和5年度の成果指標2については、市が必要なデータを受託者に提供し、受託者が介護度悪化率改善度を算出する。介護度悪化率改善度の算定式及び算定に用いるデータの種類は次のとおりとする。

##### 【算定式】

###### ①介護度悪化率改善度の算定方法

$$\text{介護度悪化率改善度 (A)} = \text{介入前介護度悪化率 (B)} - \text{介入後介護度悪化率 (C)}$$

###### ②介入前介護度悪化率 (B) =

(平成30年4月1日時点の軽度認定者で平成30年4月1日から令和2年12月31日までの間通所系サービス利用者であった者のうち、令和3年1月1日時点の要介護度が悪化した者の数)  
÷ (平成30年4月1日時点の軽度認定者で平成30年4月1日から令和2年12月31日までの間通所系サービス利用者であった者の数)

※ ただし、介入前介護度悪化率 (B) の算定において、平成30年4月1日から令和3年1月1日の間に、死亡や転出等により介護認定情報が確認できない期間がある者、及び令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて (その4)」 (以下「国通知」という。) により、令和3年1月1日時点において認定期間の合算を行った期間中である者は除くものとする。

###### ③介入後介護度悪化率 (C) =

(令和3年4月1日時点の軽度認定者で令和3年4月1日から令和5年12月31日までの間通所系サービス利用者であった者のうち、令和6年1月1日時点の要介護度が悪化した者の数)  
÷ (令和3年4月1日時点の軽度認定者で令和3年4月1日から令和5年12月31日までの間通所系サービス利用者であった者の数)

※ ただし、介入後介護度悪化率 (C) の算定において、令和3年4月1日から令和6年1月1日の間に、死亡や転出等により介護認定情報が確認できない期間がある者、及び国通知により、令和3年4月1日時点又は令和6年1月1日時点において認定期間の合算を行った期間中である者は除くものとする。

###### ④算定式による実績値

$$\text{介入前介護度悪化率 (B)} \Rightarrow 743 \text{人} \div 1,462 \text{人} = 50.8\%$$

$$\text{介入後介護度悪化率 (C)} \Rightarrow \text{事業完了時に実績値に基づき算出}$$

$$\text{介護度悪化率改善度 (A)} = 50.8\% - \text{介入後介護度悪化率 (C)}$$

##### 【算定に用いるデータ】

①認定審査会情報 (要支援・要介護認定情報)

②国保連合会 保険者向け給付実績情報 (介護サービス利用実績情報)

③介護保険資格喪失者情報 (被保険者情報)

※ いずれも被保険者番号別に紐づけられた情報であり、契約期間中において、市が委託者に提供する。

## 8 注意事項

### (1) 法令遵守

- ①受託者は、本業務の遂行に当たっては、関係する法令及び本成果水準書を遵守すること。
- ②業務の実施に当たっては、必要な許認可を有すること。

### (2) 個人情報保護

プライバシーマーク使用許諾、若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又はISMS若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

### (3) 実施体制

- ①業務の遂行に当たっては、スケジュールに余裕をもって進めること。
- ②本業務の目的及び内容を十分理解し、経験と専門知識、技能を持つ担当者を用いるとともに、十分な人員体制を整備すること。
- ③本業務を主として担当する者を定め、市と密に連絡を取り合いながら双方の理解のもとに進めること。

### (4) 連絡・指示・報告

受託者は、市との連絡を密にし、業務を円滑に進めるための事前打ち合わせを行い、市の指示に従うこと。また、業務の進捗状況に応じて、市に報告を行うこと。

### (5) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は、文書で市の承諾を受けなければならない。

### (6) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

- ①受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。
- ②受託者は、市が承諾した場合を除き、業務の内容を他の用途に利用してはならない。

### (7) 調査データの保護

- ①受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- ②再委託する場合には、個人情報や調査内容等の保護については、受託者が責任をもって管理すること。
- ③受託者は、本業務の委託期間終了後もデータの保護を行うこと。

### (8) その他

- ①市が承認した業務実施計画書について、変更すべき事案が発生した場合は、双方協議により変更すること。
- ②委託期間内に、介護に関する法令・政策の変更、対象者数の著しい変化など、成果測定の適切性に重大な疑義が生じた場合は、契約内容の見直し等の対応について双方協議を行うこと。